

茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する特定施設

○騒音特定施設

	特定施設の種類
1	金属加工機械 (1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。） (5) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） (6) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーマリングマシン (9) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） (10) タンブラー (11) 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (5) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） (6) かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

○振動特定施設

	特定施設の種類
1	金属加工機械 (1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。） (2) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） (3) 鍛造機 (4) 動力切断機
2	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	建設用資材製造機械 コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
4	木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
5	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
6	建設又は建築の現場工場に用いるもの（同一の場所において引き続き30日以上作業する場合に限る。） (1) くい打機（動力を用いるものに限る。） (2) さく岩機